

令和 3 年 8 月 26 日

各障害福祉サービス等事業所

管理者 様

名古屋市健康福祉局

障害福祉部障害者支援課長

「愛知県緊急事態措置」の実施に係る障害福祉サービス等事業所の対応について  
(依頼)

日頃より、感染拡大防止に取り組みながら障害福祉サービスの提供を継続していただき、ありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染の急拡大を踏まえ、国において、愛知県に緊急事態宣言の発出が決定されました。

各事業所におきましては、愛知県作成の別紙「愛知県緊急事態措置」をご確認いただくとともに、下記事項に十分に留意のうえ更なる感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 現在猛威を振るっているデルタ株は非常に感染力が強いとされています。ワクチン 2 回接種後であっても感染した事例も報告されていることから、**ワクチンを 2 回接種した利用者や従業員につきましても、引き続き**常時マスクを着用するなどの基本的な感染予防策を徹底していただくようお願いいたします。
- 2 最近の感染発生の報告をみると、従業員の家族から従業員本人に感染している事例が増加しています。従業員本人のみならず**その家族についても感染防止対策を徹底していただく**よう、各従業員に注意喚起をしていただくようお願いいたします。
- 3 従業員や通所の利用者に**体調不良の症状が見られる場合は、直近に PCR 検査を受けて陰性の結果が出ていたとしても、出勤や利用を控える**ようお願いいたします。
- 4 現在実施しております高齢者施設等の従業員への**スクリーニング検査の実施期間が 9 月 30 日 (木) まで延長されることとなりました**ので、対象となる入所系・通所系の事業所におかれましては、積極的にご活用いただくようお願いいたします。

【ウェルネット URL : [https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs\\_jigyosya/2021071200029/](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2021071200029/)】

障害者支援課指定指導係

電 話 052-972-2578

F A X 052-972-4149